

教育民生常任委員会

平成30年3月20日(火)

教育民生常任委員会

定例会名 平成30年第1回定例会
招集日時 平成30年3月20日(火) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委員 長	須藤京子
副委員 長	藤田尚美
委員	鈴木かずみ
〃	石原幸雄
〃	柳井哲也
〃	板倉香
〃	山本伸子

欠席委員 なし

出席説明員

市長	根本洋治
副市長	滝本昌司
教育長	染谷郁夫
保健福祉部長	川上秀知
教育部長	川井聡
教育委員会次長	杉本和也
教育委員会次長	飯野喜行
教育総務課長	川真田英行
教育総務課学校建設対策監	佐藤孝司
指導課長	村松美一
放課後対策課長	吉田茂男
文化芸術課長	手賀幸雄
生涯学習課長	横瀬幸子
スポーツ推進課長	齋藤勇
国体推進課長	横田武史
中央図書館長	関達彦
保健福祉部次長	藤田幸男
保健福祉部次長	小川茂生

社会福祉課長	糸 賀 修
こども家庭課長	川真田 智 子
保 育 課 長	中 山 智恵子
高齢福祉課長	山 岡 勉
健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝
医療年金課長	石 塚 史 人

議会議務局出席者

書	記	野 口 信 子
書	記	飯 村 彰

平成30年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 教育民生常任委員会

議案第	5号	牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について
議案第	7号	牛久市文化芸術振興条例の一部を改正する条例について
議案第	8号	牛久市地域福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例について
議案第	9号	牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	10号	牛久市障害者自立支援協議会条例の一部を改正する条例について
議案第	11号	牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第	12号	牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第	13号	牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第	14号	牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第	15号	牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第	16号	牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第	19号	平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
議案第	20号	平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第	22号	平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
意見書案第	4号	子育て支援の拡充を求める意見書の提出について
意見書案第	6号	旧優生保護法下において避妊を強制された被害者に対する謝罪と賠償等を求める意見書の提出について
請願第	5号	牛久市の育児支援に関する請願

午前10時00分開会

○須藤委員長 皆様、おはようございます。

ちょっと若干定刻より早目なんですけれども、教育民生常任委員会に付託されました案件、大変多ございますので、始めさせていただきたいと思えます。

ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、市長、副市長、教育長、保健福祉部長、教育部長、教育委員会次長2名、教育総務課長、教育総務課学校建設対策監、指導課長、放課後対策課長、文化芸術課長、生涯学習課長、スポーツ推進課長、国体推進課長、中央図書館長、保健福祉部次長2名、社会福祉課長、こども家庭課長、保育課長、高齢福祉課長、健康づくり推進課長、医療年金課長であります。書記として、野口君、飯村君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

- | | | |
|-------|-----|---|
| 議案第 | 5号 | 牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について |
| 議案第 | 7号 | 牛久市文化芸術振興条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 8号 | 牛久市地域福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 9号 | 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 10号 | 牛久市障害者自立支援協議会条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 11号 | 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 12号 | 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 13号 | 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 14号 | 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 15号 | 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 16号 | 牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 19号 | 平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 議案第 | 20号 | 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第 | 22号 | 平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号） |
| 意見書案第 | 4号 | 子育て支援の拡充を求める意見書の提出について |
| 意見書案第 | 6号 | 旧優生保護法下において避妊を強制された被害者に対する謝罪と賠償等を求める意見書の提出について |

前回より継続審査となっております、

平成29年請願第5号 牛久市の育児支援に関する請願について
以上17件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず、議案第5号牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてを議題といたします。

議案第5号について提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 おはようございます。高齢福祉課山岡です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

介護保険法及び関係省令の一部が改正されまして、市町村が条例で指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する指定基準を定めることになりました。これまで茨城県が指定権者でありましたが、権限移譲によりまして、平成30年4月1日より市町村が指定権者となることから、居宅介護支援事業を実施する上での基本方針であるとか、人員基準、設備基準、運営基準等の指定基準を定めるものでございます。

施行期日は平成30年4月1日となっております。よろしくお願いいたします。

○須藤委員長 これより、議案第5号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

この事業所についてなんですが、該当する事業所が何件あって、ケアマネが現在何人いるかということをもっと最初に確認したいと思います。

それから、2点目としましては、具体的な業務がどのようなものか。

それから、3点目には、第2章の第6条の2のところ、管理者は主任介護支援専門員でなければならないということなんですけれども、その条件についてお伺いをいたします。以上です。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 それでは、鈴木委員の御質問にお答えをいたします。

まず、市内の居宅介護支援事業所の数ですけれども、現在18事業所ございます。

ケアマネジャーの数につきましては、約50名ほどおります。

続きまして、権限移譲の内容ということなんですけれども、居宅介護支援事業所の指定、指導監督権が市に移譲されることになりまして、今後市は定期的な実地指導を行うことになります。

なお、今回の権限移譲につきましては、あくまで事業所を対象としたものでありますので、ケアマネジャーとか、そちらについての許認可については、これまでどおり県のほうになります。

それと主任ケアマネジャーの条件でございますが、ケアマネジャーとして5年間実務に従事を

しまして、こちらから市から推薦をしまして、県の研修を受講しまして、県のほうで承認を受けて、主任ケアマネジャーという形になります。以上です。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、県との関係で、県の権限移譲が市のほうに来たということなんですけれども、これまでのケアマネについての市と県との関係、そして今お話がありました市と県との関係、推薦とかということに関して、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 それでは、鈴木委員の再度の御質問にお答えします。

まず、県との関係なんですけれども、こちらはまず、主任ケアマネジャーの件に関してなんですけれども、こちらについてはケアマネジャーのほうから市のほうに推薦の依頼というか、県のほうに申請に当たりまして、こちらに来ます。こちらで市のほうで内容を確認させていただきまして、県のほうに送るという形にしております。これまで、市のほうから推薦をしまして、県のほうに送って、主任ケアマネジャーになった方は約15名ほどいらっしゃいます。以上です。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと市のほうから今までの推薦するという業務がなくなるということでしょうか。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 再度の御質問ですけれども、今回の権限移譲に関しましては、先ほど申したように、あくまで事業所を対象とした権限移譲ということで、ケアマネジャーの主任とかそういった件に関しましては、今までどおりに県のほうが認可という形になります。以上です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 おはようございます。

本案について特に今問題になりましたが、第2章人員に関する件で、関連で1点確認をさせていただきたいと思います。

いろいろなところでお話が出ていますが、なかなか昨今においてはケアマネジャーの確保というものが難しい状況になってきているというような状況がありまして、市としては、いわゆるこういう施設についてのケアマネジャーの確保というものについてはどのように考えているのかということと。

指導や助言といったものはどのようなものをされて、その員数の確保についてどのような指導や助言をされているのかということについてお尋ねをいたしたいと存じます。

○須藤委員長 高齢者福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 それでは石原委員の質問にお答えします。

ケアマネジャーの確保ですけれども、こちらで事業所等の訪問とかもしますし、市役所のほうに来庁の方がいらっしゃいます。そういったことで施設の状況とかも検討委員会等も含めて市のほうも参加をしていますので、そういった中でお話を聞いてきたりもしてございます。

それと人数の確保について指導や助言ということですが、やはりどうしても全体的に人

が不足しているという状況の中で、どういったら人が確保できるかということで、各事業所さんのほうとも意見交換なんかをしながら、少しずつ進めている状況でございます。以上です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 確保に向けての指導や助言について、特に牛久市として、今後こういうお手伝いができるんだよというような何らかの具体策みたいなものはお考えでしょうか。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 指導や助言ということで具体的に、人の確保ということですので、具体的といいますと、ちょっと難しいところなんですけれども、やはり各施設の現状のほうをよく確認をして、協議していきたいということで思っております。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 今の件について、これ担当部長である保健福祉部長はどのようにお考えでしょう。

○須藤委員長 保健福祉部長。

○川上保健福祉部長 ただいま御質問をいただきました特に介護職の人材の確保というのは、さまざまところでやっぱり議論になっています。障害者のケアマネジャーもそうですけれども、福祉に当たるその人材の確保というのが保育士不足も含めて、医療、介護の面で非常に問題になっている中で、先日も事業所の方々といろいろ話す機会がございました。事業所としても努力は惜しまない。一生懸命しているけれども、やっぱり行政としても何か一緒になって考えてもらえるような話し合いの場なりをまず設置してほしいということで、障害者自立支援協議会の中の分科会を通じて、医療の分野、あるいは介護の分野、障害の分野というところのそれぞれの事業所と行政のかかわる各課が集まって、市として何ができるのかということをお話をする場をつくってくれということで先日もお話をしているところでございます。そういった面で、例えば保育士確保のような形で処遇改善を図ることでそれが解決するのか、あるいは労働者という形で今後集められることができるのかということですね。第7期が動き出す中で、いろいろところで事業所というのもサービス事業所も広がっていくんだと思います。今の現状は、やはり新しいところにどうしても動いていってしまう。とり合いみたいなものが、悪い言葉ですけども、出てきているという現状は十分市としても認識しておりますので、今後の介護人材の確保、医療人材の確保、保育人材の確保というのは、真剣に考えていかなければいけないというふうに考えております。以上です。

○須藤委員長 そのほか、柳井委員。

○柳井委員 県のほうから市町村に権限移譲というのはこのところずっといろいろな場面で目にするんですけども、今回のこの介護支援サービスについて、何で権限移譲したかという理由にも通じるかと思うんですけども、この結果、例えば隣の自治体との介護サービスの面で、10年、15年とたつと格差が出てくるのかどうかについて、可能性として、そういうこともあり得る権限移譲なのかどうかについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○須藤委員長 保健福祉部次長。

○藤田保健福祉部次長 保健福祉部次長藤田です。よろしくお願いいたします。

ただいまの今回権限移譲の関係でございますが、この背景というものは高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を営めるように地域包括ケアシステムというものの構築が求められているところでございます。そのような観点から高齢者自立支援に資するケアマネジメントについて市町村が積極的にかかわっていくという必要性がございます。

また、保険者機能の強化という観点から、今回この居宅介護支援事業者の指定権限が市町村に移譲されるということでございます。以上でございます。

これによって格差ということでございますが、市町村の取り組みによってはそういう格差というのが生じてくる可能性もあると考えております。以上です。

○須藤委員長 ほかに御意見、御質問ございませんか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第5号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第7号牛久市文化芸術振興条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第7号について提案者の説明を求めます。文化芸術課長。

○手賀文化芸術課長 文化芸術課の手賀です。よろしくお願いいたします。

議案第7号牛久市文化芸術振興条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

昨年上位法であります文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改められました。

改正の主な趣旨としましては、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を文化芸術の継承、発展、及び創造に活用することとされており、この改正に伴いまして、同法に基づき制定されました牛久市文化芸術振興条例について所要の整理を行うものです。

改正の内容につきましては、条例の題名を「牛久市文化芸術条例」に改称し、法の題名を引用している箇所を改め、条例中に使用されている「振興」の語句について、法の趣旨にのっとり必要箇所を改正するものでございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第7号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 ございませんね。以上で、議案第7号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第8号牛久市地域福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第8号についての提案者の説明を求めます。社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 おはようございます。社会福祉課糸賀です。よろしくお願いいたします。

議案第8号牛久市地域福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

地域福祉計画策定の根拠となります社会福祉法第107条の規定が3項立てに改正され、同法第107条第1項に規定されることに伴い、地域福祉計画審議会設置条例第1条の引用条項を改

正するものでございます。以上でございます。

○須藤委員長 これより、議案第8号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第8号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第9号牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第9号について提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 おはようございます。医療年金課の石塚です。

議案第9号につきまして御説明いたします。

今回の改正は、現行では国民健康保険の被保険者が病院とかの介護保険、あるいは障害者施設に入所した場合には、住所地特例といたしまして、施設が所在する市町村の負担軽減を図るために、入所前の住所地の市町村が引き続き保険者等になることになっているんですが、この入所者が75歳に到達しますと、後期高齢者医療制度の被保険者となるわけなんですが、この場合には、施設が所在する都道府県の広域連合が保険者となることになっておりまして、以上のような施設入所者の保険負担に関する国保と後期高齢者医療の不均衡の是正を図るために、平成30年4月1日以降に施設入所者が後期高齢者医療制度の被保険者となった場合には、国民健康保険の住所地特例を引き継ぎまして、前住所地の都道府県の広域連合を保険者とするために改正するものでございます。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第9号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 住所地特例ということで、事例について、ちょっと件数などについてお伺いしたいんですけども、例えば牛久の住民が千葉とかに行って入院した場合に、それは牛久のほうで対応するんですよということですよ。

それから東京の人が牛久に来て、東京のほうで対応しますということだと思んですけども、今までの事例として何件ぐらいそういうことが実際にあるのかどうか伺いたいと思います。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 鈴木委員の質問にお答えをいたします。

お見込みのとおり、例えば県外の方が牛久で75歳になった場合は、県外のその広域連合がなるような改正になっていまして、今までの事例としましては、牛久から県外に行っている方というのは、これから75歳になる予定の方は2名だけおります。県内の施設にほかの市町村で入っている方については44人いるということです。以上です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 本件について1点だけ確認をしますが、いわゆる収支、会計はどのようになるでしょうか。出ていくものと、入ってくるもの等、いろいろあると思うんですが、その辺についてお尋ねをいたします。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 石原委員の御質問にお答えをします。

まず会計のほうは、これは例えば県外の方が牛久にいる場合は、その人が75歳になった場合には、牛久の後期高齢者医療の特別会計で入ってくるものとしては、やはり保険料です。出すものとしては保険者負担分、医療費の負担で8割ないし9割の負担となります。以上です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 そういふことなんだろうが、言葉足らずで申しわけなかったんですが、私がお聞きしたかったのは、具体的な数字としてどうなのかということをお聞きしたかったんですが。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 済みません。これは4月1日以降に適用になりますので、まだちょっと保険料の計算とかこれからやる予定でおりますので、ちょっと今のところは数字は把握しておりません。

○須藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第9号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第10号牛久市障害者自立支援協議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第10号についての提案者の説明を求めます。社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 議案第10号牛久市障害者自立支援協議会条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

児童福祉法の改正により、障害児福祉サービスに係る提供体制を計画的に構築するために、市町村に対し、障害児福祉計画の策定が義務づけられることに伴いまして、牛久市障害者自立支援協議会で御審議いただくため、所掌事務に障害児福祉計画の策定を加えるものでございます。以上でございます。

○須藤委員長 これより、議案第10号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第10号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第11号牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第11号についての提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金課です。

第11号につきまして御説明いたします。

今回の改正は、平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の保険者になることに伴いまして、本条例の文言整理のための改正となっております。

主な改正点としましては、第1章中の文言、こちらは「国民健康保険」を「国民健康保険の事

務」に改めまして、第2章中の文言「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。

平成30年度からは、都道府県が財政運営を担い、また重要事項の審議に当たる協議会も都道府県に新設されるなど、国民健康保険に関する業務を市町村と都道府県それぞれで分担することになりますので、条例におきまして市町村が担う業務及び審議にかかわる協議会を明示させるための改正となります。

施行日は平成30年4月1日となります。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第11号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第11号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第12号牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第12号について提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 高齢福祉課です。

それでは、議案第12号牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

3年間を1期とします介護保険事業計画につきまして、本年度は見直しの年度であることから、本市における次期介護サービス料及び地域支援事業の量等を見込んだ上で、牛久市介護保険協議会での審議結果を踏まえまして、平成30年度から3年間の介護保険料の額を定めるとともに、介護保険法の改正によりまして、関連する条文を改正するものでございます。

まず、介護保険料の基準額でございますが、平成30年度から32年度までの介護保険料額を定めます。介護給付費準備基金残高12億348万4,658円のうち、3億8,700万円を取り崩しまして、保険料に繰り入れを実施しまして平成27年から29年度の第6期と同額の据え置きするものでございます。保険料につきましては、平成29年11月17日並びに平成30年1月12日開催の介護保険運営協議会において御審議をいただいたところでございます。

もう一つ、罰則の規定でございますが、介護保険法の一部改正によりまして、介護保険事業の運営上、必要な調査におきまして文書提出等の命令に応じない場合に、過料を科せられるものとしまして、第2号被保険者の配偶者等を加えるとともに、被保険者の世帯に属する者についても過料を科すことになるため、改正するものでございます。これまでは第1号被保険者ということでしたが、第2号も含めて全てということになります。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第12号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 介護保険料の見直しの時期ということで基金が12億円ある中で、保険料が据え置きになるかどうかということはかなり市民も注目をしていたところですが、今回据え置きということで決定されたということで大変よかったとは思っているんですが、保険料を据え置きで7期は行くということなんですけれども、施設が整備されれば、またその負担がかかってくる

という関係の介護保険の中で、今後の施設の整備計画について1点お伺いをいたします。

また、その基金の活用についても今後お伺いをいたします。

それから、3点目に、ただいま説明がありました29条のところ、これまで65歳以上の第1号被保険者に対してだったわけですが、それが今は40歳以上、家族に対してもその罰則規定を入れるということなんです、家族が対象になるということで、具体例として今までどのようなことがあったのか、考えられるのかということについて伺いたいと思います。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 それでは、鈴木委員の御質問にお答えをいたします。

まず、今後の施設整備の計画でございますけれども、第7期の計画の中で必要な施設整備の計画につきましては、まず、広域型の70名定員の特別養護老人ホームを1カ所、地域密着型の29名定員の特別養護老人ホーム1カ所、認知症対応型共同生活介護、グループホームですね。こちらが18名定員1カ所、小規模多機能型居宅介護事業所、こちらが29名定員で1カ所となっております。

なお、保険料なんですけれども、基金の関係でございますけれども、第7期の保険料基準額につきましては、給付費の見込みであるとか、先ほど説明しました必要な施設整備を見込んだ上で算定をしております。基金の活用につきましては、こういった施設整備、給付費等を見込んだ上で、現在の基金のほうから3億8,700万円を取り崩しまして、保険料の据え置きとなりました。

続きまして、罰則の規定のほうなんですけれども、こちらは基本的には介護保険法の改正に伴って改正するものでございますけれども、利用に当たっての資格であるとか、保険料なんかも含めまして、確認が必要なものに関しては全て調査権ということで確認をするということになっておりまして、これに対しまして応じない場合とか、また質問に対して回答をいただけなかった。または虚偽の報告をした場合ということで罰則という形になってきます。ただ、これまで牛久市のほうでこういった規定に触れて過料を科されたということはございません。以上です。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ただいまの説明の中で今後の施設の整備計画の中で4カ所ということだったんですが、広域型ということなんですけれども、その広域型の特養というものはどういう形で行われるものなのか。ちょっとその辺について伺いたいと思います。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 再度の質問ですが、こちら施設整備のほうでよろしいんですかね。それとも内容ですか。

広域型の特別養護老人ホームに関しましては、牛久市民以外の方も御利用になれる施設でございます、ただ、牛久市としましては、7割以上は牛久市のほうを利用させていただくようにということでお願いしている状況でございます。以上です。

○須藤委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 今までもその特養はそういう形だったのではないかと思うんですが、改めて広域型

とすることの理由といたしますか、それについて伺います。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 改めて広域型ということですが、今回の計画の中には、地域密着型ということで29名、これは牛久市民だけの利用という特別養護老人ホームの計画をさせていただきます。

○須藤委員長 大丈夫ですか。それでは、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第12号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第13号牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第13号についての提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 それでは、議案第13号牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

こちらは介護保険法及び関係省令の一部改正によりまして、医療と介護の連携を強化する観点から関連する条例の条項を改正するものです。

主な改正の内容としましては、入院時における医療機関との連携の促進ということで、介護予防支援の提供の開始に当たりまして、利用者に対しまして、入院時に担当ケアマネジャーの名前等を入院先の医療機関に提供することを義務づけるものでございます。

また、平時からの医療機関との連携促進ということで、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合につきまして、利用者の同意を得まして、主治医師等の意見を求めることとされておりますけれども、この意見を求めた主治医師等に対しましてケアプランの交付を義務づけるものでございます。

こちらも施行期日は平成30年4月1日となっております。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第13号に関する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 よろしいですか。以上で、議案第13号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第14号牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第14号についての提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 それでは、議案第14号牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

介護保険法及び関係省令の一部改正によりまして、デイサービスであるとか、グループホーム

とかの定員の見直しであるとか、デイサービス等の身体的拘束等のさらなる適正緩和の規定に伴いまして、関連する条項を改正するものでございます。デイサービスとか、特別養護老人ホームの共用型といいまして、1つの建物でこういった施設を2つ使っているような場合に関しまして、これまで1施設当たり、例えば特養とデイサービスを共用した場合、デイサービスについては1施設3人以下というふうに決まっていたものが今度はユニットといいまして、1ユニットは9名とか10名とかという定員がございまして、そちらについてユニットごとにというデイサービスが利用できるということになりましたので、今までは1施設で3人だったものが2ユニットある施設については6人までそういったデイサービスが利用できるというような形になります。

それと、グループホームであるとか、有料老人ホームなんかにおきまして身体的拘束のさらなる適正化を図る観点から記録の整備であるとか、対策委員会の開催であるとか、指針の整備であるとか、その介護職員、また従業員に対しまして、定期的な研修を実施することの規定を定めるものでございます。

こちらの施行期日は平成30年4月1日となっております。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第14号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 1室当たりのこの基準が緩やかになるということなんですが、緩やかになることについてプライバシー面の配慮というのはどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 これまで1施設3名ということだったのが6名にふえるということですので、プライバシーに関しましては、ユニットということで、集合的にやっていますので、個室ではないので、それを細かいプライバシーというところまでは確保できないのかなというところもありますけれども、一応こちらどうしてもデイサービスの利用者が少ないということで、その辺の緩和という形でなっている部分もあるかと思っておりますので、済みません。プライバシーに関しましてはちょっと確認させていただきたいと思っております。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 それに関して、例えば入居者のほうからプライバシーの配慮はどうなっているんだろうというような要望や要請とか質問が事業所に対して出た場合に、市としての対応も含めて、どのような指導や助言をするのかということも配慮すべきだと思うんですが、その辺もあわせてお尋ねをしたいと思います。いかかでしょうか。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 再度の質問にお答えいたします。

基本的には施設の中ではデイサービスの部分と入居の部分と当然場所は分かれております。ただその中でデイサービスの方は日帰りなので、中でちょっと動いたりとかもしますので、その辺については事業所のほうとよく調整をしまして、その辺のプライバシーについては確認していきたいと思っております。以上です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 それから再確認ですが、これについてはこれまでの事業所の対応というのはどうなんでしょう。今後のいわゆるつくられる施設に対することに適用するというふうに考えていいのか、それとも今後のこれまでの事業所も含めてのものとなるのか、その辺について再確認をしたいと思います。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 再度の御質問にお答えいたします。

こちらについては既存の施設の該当になります。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお願ひいたします。

2点質問をいたします。

この条例中に指定定期巡回随時対応型訪問看護介護という事業所が書いてあるんですが、これが今実際牛久市の中で該当するものがあるのかどうかということですね。第6期の計画中には見込みはゼロというふうになっていたんですけれども、そこら辺がどうなっているのかというのをお尋ねいたします。これはどういった施設になるのか、内容もお聞きしたいと思います。

あと、同じく介護医療院という言葉が出てきているんですが、これに関しても牛久市で該当するものがあるのかどうか、これがどういった施設なのかというところを確認したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 それでは、山本委員の御質問にお答えをいたします。

まず、定期巡回随時対応型訪問介護ということですが、牛久市にはございません。

それと、第6期の中でゼロということですが、第7期におきましては、定期巡回随時対応型の訪問看護介護につきましては、実績がなくて今のところ新規事業者の参入の意向もない状況ですので、今後3年間における利用者というのは見込んでおりません。今後利用者のニーズ等を的確に把握した上で必要となるサービスの提供を考えていくことといたしたいと思っております。

また、この施設については、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるために、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回訪問型と随時の対応のサービスでございます。

続いて、介護医療院についてですが、介護医療院につきましては、日常的な医学管理やみとり、ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護施設ということでございます。牛久市にはまだ今のところございません。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 この指定定期巡回の件なんですけれども、第6期の計画を見ますと、平成24年から26年までは必要量は200から240となっているんですね。平成27年のこの第6期からはゼロとなっているんですが、ここの数字がこれどうしてこういうふうになったのかというところを、私もちょっとほかの市町村を調べましたら、練馬区なんかはもう六、七カ所これを用意し

てあるんですね。今後第7期でもまだゼロということだったんですけれども、これから在宅へ向けていく中で、やはり24時間対応というのは必要になってくるかと思うんですが、その辺の見通しというものをどう考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

同じく介護医療院なんですけれども、これは第6期では、この言葉はないんですが、第7期の中ではこれが明記されていくのかどうかということも確認したいと思います。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 それでは、山本委員の再度の質問にお答えをいたします。

まず、定期巡回の件ですけれども、こちらはちょっと今後先ほど申しましたように、ニーズとかも把握した上で、確認を行いながら提供については、考えていきたいと思っております。

それと介護医療院の7期での位置づけですけれども、計画での位置づけにつきましては、こちらの特別養護老人ホームとか、老健なんかと同じく介護保健施設となることから、整備する場合はその計画の中に盛り込んでいくこととなりますので、現在、まだ牛久市の第7期の計画の中には、今回の介護医療院の整備については盛り込んではいません。以上です。

○須藤委員長 ほかに、鈴木委員。

○鈴木委員 この条例で該当する地域密着型サービスの事業所ですね。市内に何カ所あるのか伺いたいと思います。

それから今お話がありました介護医療院ですね。内容はみとりやターミナルケアを含めてということなんですけれども、現在あるさまざまな施設の中でというか、市内の地域密着型サービス事業所の中で整備をしていくということなんでしょうか。今後の整備計画をどのようにということについて伺いたいと思います。

それから、サテライト型という言葉、初めて聞くような名前が出てくるわけなんですけれども、サテライト型ということの意味をちょっと確認したいんですが、1つの事業所が支店をつけた場合に、その支店を含めて看護師1名でいいよというような、そういうふうに読み取れるわけなんですけれども、今後既存の事業所が支店をつくるのがオーケーというような意味なのか、その点について伺いたいと思います。

それから82条の3のところ、指定療養通所介護事業所ということがあるんですけれども、この内容についてどういうものなのか、牛久にあるのかどうかということについて伺います。

それから88条の利用者定員のところで、当該共用型ということなんです、今、御説明もありましたけれども、もうちょっと具体的に伺いたいと思います。以上です。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 それでは、鈴木委員の再度の御質問にお答えいたします。

まず、事業所の数ですけれども、現在牛久市には21カ所ございます。

済みません。介護医療院の整備計画ですけれども、こちらについては先ほど申しましたように、計画の中に盛り込んでいくものでして、第7期のほうには現在整備計画は入っておりませんので、その後、検討しながら必要に応じて考えていきたいと思っております。

サテライト型につきましては、お話しのとおりお店で言えば支店のようなものですので、お話

しのおりかと思えます。

○須藤委員長 82条の関係ですね。保健福祉部次長。

○藤田保健福祉部次長 お答えいたします。

82条の療養通所介護事業所についてでございますが、こちらは障害福祉サービス等でありませぬ重症心身障害児者を通わせる児童発達支援等を実施している事業所となります。

それと、介護医療院の関係でございますけれども、これは今介護療養型の医療施設がありますけれども、その転換先として新たな介護保険施設として介護医療院というのが新しくつくられるということでございます。以上です。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 済みません。88条の定員のお話でございますけれども、ユニットの話でよろしいんですね。有料老人ホームとか、特養とデイサービス等を共用している事業所においては、先ほども申したようにこれまで1施設につき、デイサービス利用者が3人以下となっていましたけれども、今後は1ユニット当たりでデイサービス利用者を3人ということで、施設が2ユニットとかとなった場合は、3人じゃなくて6人まではデイサービスが利用できるというような形に変更になっているということでございます。以上です。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 先ほど次長のほうで答弁をいただきました82条の3のところ指定療養通所介護事業所ですか、人数的には9人から18人ということなんですけれども、新しくという話もありましたけれども、これは前の条例でもこの事業所名があるわけで、その地域密着型施設に既に配置されているのかということなんです、多分事業所名としてあるのかどうかということについて伺いたいと思います。

○須藤委員長 保健福祉部次長。

○藤田保健福祉部次長 先ほどの82条ですけれども、これはもともと定員が9名以下ということで実施しておりまして、今回18名以下ということで緩和されたわけなんです、こちらは障害者等介護のほうの今後は地域共生社会ということで、それを実現するというで定員を引き上げる改正となっております。以上です。

○須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第14号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第15号牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第15号について提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 それでは、議案第15号牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

介護保険法及び関係省令の一部改正によりまして、介護予防認知症対策、また通所介護における利用定員の見直し、介護予防認知症対応型共同生活介護入居者の身体的拘束等のさらなる適正化の規定に伴い、関連する条項を改正するものでございます。

こちらにつきましては、議案第14号でも説明した内容と同じでして、先ほどの議案第14号に関しましては、要介護1から5の高齢者が利用できるサービスでございまして、こちらについては、要支援1、2の高齢者が利用できるサービスの内容となっております。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第15号に関する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 これは素朴な疑問なんですけれども、この15号のタイトルですね。これもうちよっとわかりやすくできなかったのかなというのがこれ1点でございます。

それから、今要支援というふうなお話が出て、要支援の対象者を対象にしているものだとしたことなんですけれども、2点目、確認の意味でね、現時点における要支援1、2の対象人数というものを確認をしておきたいと思います。以上であります。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 まず、条例のタイトルですけれども、こちらに関しても、ちょっと現時点では何とも言えないんですけれども、済みません。見直しができるものであればちょっと考えたいとは思っておりますけれども……。

それと要支援1、2の人数ですけれども、済みません。ちょっと今手元にないので、後でお示ししたいと思います。済みません。よろしく申し上げます。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 別にそのいじわるの意味で言ったわけではないんですけれども、例えば先ほどもこの議案第13号のタイトルも結構長いわけですよ。福祉関係というのはこれまでも長いタイトルの条例の名称というのは結構あったわけなんですけれども、これ、担当部長、どうなんでしょう、これ、この辺について今後このもうちょっとやっぱりこの辺も私どもの勉強不足もあるんでしょうけれども、やっぱり市民にとってもわかりやすいものというのは、これ、市長、条例一つとってもそうなんですけれども、もうちょっとわかりやすいものにしていただきたいというふうに思うんですが、その辺についての考え方をちょっとお尋ねをしたいと思います。

○須藤委員長 保健福祉部長。

○川上保健福祉部長 ただいま石原委員のほうから御質問ございました条例の名前が非常に長いという御指摘がございましたが、市のほうといたしましては、国のほうの関係省令のほうの省令等を受けて条例を制定するというような一定のルールの中で動いているということを御理解していただいて、どうしても国の省令、国からおりてくるものですから、それを引用した条例となっているということになりますので、長い条例の名称をつけざるを得ないということも御理解いただければと思います。以上です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 確かにそれは私、わかって質問をしているんですけれども、例えば、じゃあ政令第

何号とか、省令第何号とか、告示第何号とかいうような形で来ると思うんですよ。タイトルはそれをつけて省令に基づく改正だとか、そういうふうな形でやればいいのであって、それは私の考え、それで内容はこれこれこういうんだよというようなタイトルに書いてあるようなことですよというふうにやればいいのであって、そういうふうにしていただければというふうに思うんですが、その辺についてはどうなんですか。

○須藤委員長 委員長からちょっと申し上げますけれども、この本筋からちょっとそれて、これは大きな問題になりますので、部長にその答弁を求めるのは大変申しわけないなというふうに、委員長として判断いたしますので、この件は一般質問なり、ほかのところで検討、協議していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。（「わかりました。委員長がそう言うならしょうがないな」の声あり）ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で、議案第15号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第16号牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。タイトル名のことは質疑なさいませんようによろしくお願いいたします。

議案第16号についての提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 それでは、議案第16号牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

地域包括支援センターの人員基準の中で、必須となっております主任介護支援専門員の要件に関しまして、介護保険法施行規則が一部改正されたことを踏まえまして、本市におきましても当該省令基準を参酌して同様の措置を講じるため、関連する条文を改正するものでございます。

改正内容につきましては、主任介護支援専門員の質の向上を図るために、5年ごとの受講が義務づけられていた更新期間の間隔につきましては、より明確に定め直すものでございます。基本的には5年というの是不変変わらないんですけども、言い方で、文言でわかりやすくするという形の改正となっております。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第16号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 よろしいですか。では、以上で、議案第16号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第19号平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第19号についての提案者の説明を求めます。教育総務課長。

○川真田教育総務課長 教育総務課の川真田です。よろしくお願いたします。

議案第19号平成29年度牛久市一般会計補正予算（第6号）の教育総務課所管部分の御説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうから説明させていただきます。29ページになります。

上から2つ目の表で、教育費の教育総務費事務局費の0105奨学金条例に基づき就学を支援する。こちらにつきましては、奨学金受給者数の確定によります減額補正でございます。

その下の表、中学校費0102ひたち野うしく地区に中学校を建設する。こちらについては年度末における不用額の減額補正でございます。

その下、0103牛久第一中学校体育館を改築する（国補正事業分）こちらにつきましては、牛久第一中学校改築事業の2年目で、内容は旧体育館の解体及びテニスコート2面の整備と駐車場の建設工事です。新年度当初予算で計上をしておりましたが、急遽国の補正予算措置がされたことによりまして、平成29年度事業といたしまして予算措置をし、繰り越しして事業を行うものです。

その下、0104牛久南中学校の校舎を大規模改修する（国補正事業分）こちらにつきましては、牛久南中学校大規模改修工事の第2期工事として、グラウンド側から見て裏側部分の特別教室棟ほかを改修するもので、こちらも新年度当初予算のほうで計上しておりましたが、国の補正予算措置がされたことによりまして、平成29年度事業として予算措置し、繰り越しして事業を行うものでございます。

その下、一番下の表、0107第一幼稚園を建設する。こちらにつきましては、当初予算措置をしておりました実施設計業務委託のうち、構造設計以外の部分について資格を有する当課職員が行ったことによりまして、経費削減ができましたので、減額補正するものでございます。

次に、歳入になります。

12ページ、13ページをごらんください。

一番上の表で、中学校費補助金とある部分になります。国庫補助金の中学校費補助金になります。牛久一中及び牛久南中の事業に係る歳入として7,381万2,000円を計上しております。

その次に、5ページに戻りまして、先ほど御説明しました事業に係りまして、3つの繰越明許費補正を上げております。まず、ひたち野うしく地区に中学校を建設する。こちらにつきましては、実施設計におきまして内容の検討に時間を要し、建築確認が年度内に終了しないということで、繰り越すものです。5月末ぐらいの終了を予定しております。

その下、牛久第一中学校の体育館を改築する。

さらに、そのまた下の牛久南中学校の校舎を大規模改修する。こちらについては、先ほど御説明したとおり、国の補正予算により補助がついたことに対応しまして、市といたしましても平成29年度事業として予算措置し、繰り越しして執行するものでございます。以上です。

○須藤委員長 指導課長。

○村松指導課長 指導課村松です。よろしくお願ひします。

それでは、指導課所管の補正について御説明いたします。

28、29ページになります。

款10教育費項1教育総務費3教育指導費の部分になります。29ページ、0102指導主事

の研修を支援する。これにつきましては、本年度指導主事2名の入れかえがありまして、これに伴う報酬額の変更があり、不用額の減額補正となります。

その下、0116教育センター希望の広場を運営する。報酬額の減額、こちらにつきましては、教育指導員の欠員期間がございまして、その期間に伴う不用額の減額となります。以上でございます。

○須藤委員長 放課後対策課長。

○吉田放課後対策課長 放課後対策課吉田でございます。よろしくお願いいたします。

放課後対策課所管の補正予算の内容につきまして御説明いたします。

まず、歳入であります。10ページ、11ページをごらんください。

款12分担金及び負担金項1負担金目2教育費負担金節4社会教育費負担金の放課後児童健全育成事業負担金は、負担金納入対象者の見込みが当初より増になったことによる増額補正であります。

次に、12、13ページをごらんください。

款15県支出金項2県補助金目5教育費県補助金節4社会教育費補助金の学校支援地域本部（地域未来地区事業）及びその下の土曜日の教育支援体制等構築事業の補助金は、補助対象経費の変更による増額補正でありまして、その下になります放課後児童健全育成事業の補助金は、補助金の歳出対象経費が減になったことによる減額補正であります。

続きまして、歳出予算についてであります。30ページ、31ページになります。

上段の款10教育費項5社会教育費目1社会教育総務費0137の児童クラブを運営するの報酬の増額ですが、放課後児童支援員の報酬につきまして、当初120人体制での支援員の費用を算出していたものについて、決算見込みにより不足が生じるため、増額補正をするものであります。

また、償還金利子及び割引料の増額は、平成28年度の子ども・子育て交付金について、制度上の精算に伴う返還金でございます。以上でございます。

○須藤委員長 文化芸術課長。

○手賀文化芸術課長 文化芸術課の手賀でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、文化芸術課所管部分について御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。12、13ページの一番上の段、国庫支出金国庫補助金目6教育費国庫補助金になります。節4の社会教育費補助金121万5,000円ですが、こちらは文化遺産総合活用推進事業が当初見込み額以上の内示決定がございましたため、増額補正するものでございます。

次に、歳出になります。30、31ページになります。

一番上の段、教育費社会教育費目1社会教育総務費のうち、0135新たな文化芸術活動を支援する事業ですが、こちらは対象事業が活動休止となったことによりまして、補助金158万8,000円を減額補正するものです。よろしくお願いいたします。

○須藤委員長 生涯学習課長。

○横瀬生涯学習課長 それでは、生涯学習課所管の補正予算について御説明を申し上げます。

まず、最初に、歳出のほうですけれども、30ページ、31ページをごらんください。

こちら款10教育費項5社会教育費目1社会教育総務費の上段の0115生涯学習講座を開催するでございますが、こちらのほう講座の開催数等の減少、あとは講座の内容の見直しによりましての不用額の減額となっております。

次に、その下の0126子ども会育成会を支援するでございますが、こちらにつきましては、バスの使用料の減額となっております。こちらはなるべく公用バスを利用することでこちらの歳出を抑えたということと、あと負担金につきましては、牛久市子ども会育成連合会での補助金の事業内容を見直した結果、減額をしたというような内容となっております。

次に、目の2生涯学習センター費の0108エスカード生涯学習センターを管理運営するでございますが、こちらは施設の管理手数料が予定日数を下回ったための減額、あとは負担金のほうですけれども、こちらは共益費等が予定をしていた金額よりも少なくなったということでの不用額の減となっております。

歳入のほうですけれども、ページ数が14、15ページになります。

諸収入雑入のほうですけれども、こちら受講料、材料費という項目がございます。これは先ほど申し上げました生涯学習講座の参加費ですけれども、講座数の減に伴っての参加費の減という形となっております。

あと、返戻金返還金の部分でエスカード生涯学習センター光熱水費返戻金でございます。これは平成28年度に光熱水費を共益費の部分で支払っておりますけれども、こちらの余剰が出たということでの返戻金となっております。以上でございます。

○須藤委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 スポーツ推進課の齋藤です。よろしくお願いたします。

スポーツ推進課所管の補正予算について説明させていただきます。

補正予算書5ページをごらんください。

上段第2表繰越明許費補正（追加）款8土木費項4都市計画費、事業名牛久運動公園の駐車場整備をする（国補正事業分）1億2,000万円のうち、3,000万円は牛久運動公園野球場側の第1駐車場の改修工事費として、平成29年度の国の補正予算採択がなされたことから、急遽平成29年度3月補正予算に前倒し計上し、他の国の補正予算採択事業と同様の取り扱いをし、繰り越しするものでございます。

次に、歳入でございます。

10ページ、11ページをごらんください。

10ページ、11ページの下段款14国庫支出金項2国庫補助金目5土木費国庫補助金、1枚めくっていただきまして12ページ、13ページの上段中ほど4都市計画費補助6,000万円、社会資本整備総合交付金旧都市公園整備事業補助金2分1国庫補助事業分につきましては、このうち1,500万円について、牛久運動公園第1駐車場の改修工事費3,000万円に対する2分の1の国庫補助金でございます。

次に、歳出でございます。

26ページ、27ページをごらんください。

下段款8土木費項4都市計画費3公園費0111牛久運動公園の駐車場を整備する（国補正事業分）駐車場改修工事3,000万円の計上につきましては、本議会に上程している議案第19号牛久市一般会計補正予算（第6号）と議案第23号平成30年度牛久市一般会計予算のそれぞれに予算計上がなされております。これは当初平成30年度事業として計画し、予算調整を行ったことから、平成30年度当初予算において牛久運動公園を維持管理する事業に、維持補修工事費として1,063万8,000円の計上を行いました。平成29年度国の補正予算採択がなされたことから、急遽平成29年度3月補正予算に牛久運動公園の駐車場を整備する（国補正事業）として前倒しし、計上を行ったもので、ほかの国の補正予算採択事業と同様の取り扱いがなされているものでございます。執行に当たっては、平成29年度の補正予算事業分を繰り越して執行することから、平成30年度当初予算分の計上については、来年度補正予算において減額措置を行う予定でおります。工事の概要といたしましては、牛久運動公園の正門から入ります野球場側の第1駐車場の改修工事でございます。主に歩車道境界ブロックの撤去、立木の処分、舗装を切断し、破碎し、その後舗装を復旧して、駐車区画線を引き直す工事でございます。この工事により、駐車台数が現在の322台に、26台追加され、348台となります。

なお、補正予算書すぐ上の9,000万円につきましては、都市計画課所管の野球場南側の駐車場新設工事分となっております。

次に、30、31ページをごらんください。

下段款10教育費項6保健体育費2体育施設費0106牛久運動公園体育館を維持管理する事業の174万6,000円の減額につきましては、契約差金の執行残等の減額補正でございます。スポーツ推進課は以上です。

○須藤委員長 国体推進課長。

○横田国体推進課長 国体推進課横田でございます。よろしくお願いいたします。

国体推進課所管事業の補正予算について御説明いたします。

30、31ページをごらんください。

2段目の表になります。款10教育費項6保健体育費目2体育施設費の0112牛久運動公園武道館を新設する事業でございますが、その中の15工事請負費の減額補正でございます。現在施工中の牛久運動公園武道館新築工事に伴い、事前に立木の伐採、除根及び整地の工事を行っております。工事件名は、平成29年度牛久運動公園内整備伐採、除根工事、この工事により入札差金等による減額でございます。以上でございます。

○須藤委員長 図書館長。

○関中央図書館長 中央図書館の関でございます。

中央図書館所管の内容につきまして御説明をさせていただきます。

30ページと31ページになります。

上段の表の一番下の枠になります。款10教育費項5社会教育費目3図書館費の0102図書

館施設を維持管理するのですけれども、まず、11 需用費につきましては、電気使用料が当初見込みより少なかったことにより、45 万円を減額補正するものです、

また、13 委託料につきましては、全て入札の結果による差金の減額で、合計142万5,000円を減額補正するものでございます。以上です。

○須藤委員長 社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 社会福祉課所管の主な補正の内容につきまして御説明いたします。

5ページをごらんください。

第3表債務負担行為補正の変更でございます。これは、被災住宅復興支援利子補給補助金につきましては、第4回定例会におきまして設定させていただきましたが、その後に、新規に借り入れを受けた方から申し出がございまして、今後5年間の利子補給の必要性が生じたことから、債務負担行為の期間につきまして、4年間から5年間に変更するものでございます。

次に、20ページ、21ページをごらんください。

款3項1目8の0101 障害者自立支援医療費を給付するにつきましては、厚生医療費の支給増に伴います増額補正であり、その他の事業につきましては、執行見込みによる減額補正でございます。

なお、歳入につきましては、歳出の補正に伴いまして、増額及び減額するものでございます。以上でございます。

○須藤委員長 こども家庭課長。

○川真田こども家庭課長 こども家庭課の川真田です。よろしくお願いいたします。

こども家庭課所管の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の20ページ、21ページの中段をごらんください。

0115ひとり親家庭に高等職業訓練促進給付金等を支給すると、0102 児童手当を支給するについては、決算見込みによる不用額の減額補正となります。これに伴いまして、両事業とも歳入の11ページ、13ページも減額となっております。以上でございます。

○須藤委員長 保育課長。

○中山保育課長 保育課中山です。よろしくお願いいたします。

保育課所管の補正予算について御説明いたします。

まず歳出の主な項目ですが、20ページから21ページをごらんください。

款3項2目3 保育園費、0103 公立保育園の運営に必要な人材を配置する1 報酬620万5,000円の減額については、保育課所属の非常勤職員の勤務実績に基づく減額になります。

その下、0106 民間保育園の運営を支援する1 9負担金補助及び交付金のうち、負担金民間保育園運営費負担金3,998万9,000円、及び委託保育負担金191万6,000円の増額については、私立保育園等に支払う運営費において、公定価格算定の基準単価が改正されたこと、保育園等の利用者実績、運営費加算状況等による増額補正で、23 償還金利子及び割引料1,343万6,000円の増額につきましては還付金で、平成28年度の民間保育園運営費負担金と延長保育等の6事業の事業補助金の事業実績に伴う精算金となります。

続きまして、28、29ページをお開きください。

款10項4目1幼稚園費0106民間幼稚園の運営を支援する19負担金補助及び交付金の負担金民間幼稚園運営費負担金1,395万3,000円の増額については、私立幼稚園等に支払う運営費において公定価格算定の基準単価が改正されたことと、市外私立幼稚園の運営費加算状況による増額補正となり、23償還金利子及び割引料418万5,000円の増額については、還付金で平成28年度の民間幼稚園運営費負担金と補助事業の事業実績に伴う精算金となります。

歳入につきましては、民間保育園と幼稚園の運営費負担金の補正に伴うものとなっております。以上です。

○須藤委員長 高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 それでは、高齢福祉課所管の補正予算の説明をさせていただきます。

歳出になります。補正予算書の18ページ、19ページをごらんください。

款3民生費項1社会福祉費目2老人福祉費の0104敬老の日大会祝賀行事を助成するでございますけれども、こちらにつきましては、事業費の確定による減額補正となっております。以上です。

○須藤委員長 健康づくり推進課長。

○内藤健康づくり推進課長 健康づくり推進課内藤でございます。よろしくお願いたします。

健康づくり推進課所管の補正予算の主な内容について御説明いたします。

20ページ、21ページをごらんください。

歳出となります。

款4衛生費項1保健衛生費目1保健衛生総務費の補正額総額で309万3,000円の増額となっております。

21ページをごらんください。

0119公的病院の運営を助成する19負担金補助及び交付金684万3,000円の増額となっております。こちらにつきましては、平成26年度から特別交付税を財源といたしまして、市内の公的病院であります社会医療法人つくばセントラル病院に対しての助成をしております。平成29年度当初予算では特別交付税の算定基準に基づきまして、2,684万3,000円を計上しておりましたが、つくばセントラル病院の算定基準の実績に基づきまして病床数の増加があったため、算定額が3,368万6,000円となりまして、差額分の684万3,000円を増額補正するものとなっております。予防費及び22ページの母子衛生費につきましては、減額となっておりますが、こちらにつきましてはそれぞれの健診に基づいた実績の見込みに基づく不用額となっております。以上です。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金課所管の補正予算につきまして、まず、12ページ、13ページをごらんください。

上から3番目の表の一番上の療養給付費負担金、こちらは後期高齢者の保険料軽減に対する負担金の確定によりまして、157万4,000円を減額します。次の下の表の一番上ですね。医

療福祉費等補助金、こちらは医療費の扶助費と事務費に対する2分の1の補助、こちら見込みの変更によりまして、合わせて817万9,000円を減額するものです。

続きまして、歳出のほう20ページ、21ページをごらんください。

一番上の表の2番目の0101国保と同じく下の後期高齢者の特別会計繰出金、こちらは後で御審議いただきます特別会計の補正に伴いまして補正するものになっております。以上です。

○須藤委員長 以上で説明が終わりました。

ちょっと長くなりましたので、ここで19号の審議の途中ですけれども、暫時休憩といたします。再開は35分といたします。よろしくお願いいたします。

午前11時30分休憩

午前11時36分開議

○須藤委員長 時間になりましたので審議を再開いたします。

それでは、これより議案第19号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 それでは、1点だけですね。関連でお尋ねしたいと思うんですが、補正予算書の29ページになります。民間幼稚園の運営を支援するというので数字が計上されておりますが、これに関連しまして、民間幼稚園の教諭の賃金というものは牛久市としてはどのように把握しているのか、関連でお尋ねしたいと思います。理由は、平成30年度予算に民間保育園の保育士の賃金補助ということで4,230万円の計上がございました。その関係で民間幼稚園の教諭についてはどのように把握をされているのか、まずお尋ねをしておきたいと思います。以上です。

○須藤委員長 保育課長。

○中山保育課長 それでは石原委員のお尋ねにお答えいたします。

民間幼稚園といいますが、こちら平成27年度から始まった子ども・子育て支援制度の施設が対象となっております。牛久市内で民間幼稚園は今のところ全部旧制度でして、こちらに該当しているのがうしく文化認定こども園の幼稚園部分、それから市外の幼稚園等で新制度に移行した幼稚園を対象としております。済みませんが、ですので、ちょっと民間幼稚園の給与につきましては把握はしていない状況となっております。以上です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 確かに民間のことですので、そこまでやる必要はあるのかというのもあると思うんですが、行政ですので、関連する事項というものの情報収集というのは必要であろうと思いますが、今後、その辺について情報収集をするお考えはあるのかなのか、明確にさせていただければ幸いです。

○須藤委員長 保育課長。

○中山保育課長 今後につきましてはですが、牛久市内ほかに私立の幼稚園4園ありますので、こちらの市の管轄にいずれなるということもありますので、そちらについては調査検討のほうはしていきたいと思います。

○須藤委員長 ほかに御質問。山本委員。

○山本委員 済みません。じゃあ1件お願いいたします。

中学校費ですね。29ページ。0102のひたち野地区に中学校を建設するということに関連して、中学校費の年度ごとの金額をもう一度確認させていただきたいと思います。

平成28年度は土地で4億5,000万円、あと基本設計が3,300万円、4億9,000万円という決算が出ております。平成29年度はまだ決算が出ていないわけですが、この予算で出ている金額に対して決まっているものもあるのかと思いますので、その決まっている金額、それからおよその金額というのをどれくらいの差があったのかというところを確認したいと思います。

それから、平成30年度が今回予算上がってきておまして、その後平成31年度に係る金額ですね。継続費の7割以外に係る単年度のものがあるのかどうかというところを確認したいと思います。当初平成29年度の3月に全協でいただいた資料、ちょうど1年前の資料では事業費が約40億円というお話だったのが今回の一般質問の答弁の中では46億2,000万円という数字になっていたというところがありますので、この辺をちょっとお聞きしたいと思います。以上です。

○須藤委員長 学校建設対策監。

○佐藤教育総務課学校建設対策監 教育総務課学校建設対策監の佐藤でございます。

山本委員の質問にお答えいたしたいと思います。

順番は多少前後いたしますけれども、まず、全体事業費の40億円ということに関してでございますけれども、一般質問でも御答弁申し上げましたように、ベースとなる面積、規模、その他全然決まっていない状況で出した数字でございますけれども、なぜ40億円かということになりますと、ひたち野うしく小学校、こちらは全体事業費で37億6,000万円ぐらいの金額になっております。同じ規模でつくった場合ということで想定をしております。用地費に関しましては、御案内のように、ひたち野うしく小学校に関しましては11億9,000万円、今度のひたち野うしく中学校に関しましては4億5,300万円ということで7億円ほどの差がございます。しかしながら、中学校、要するにひたち野うしく小学校では必要なかった経費というものが発生してございます。まず、造成解体というものが必要になっております。こちらに関しては、1億円ほどを見込みました。それから、汚水、それから雨水の排水施設、こちらに関しましては、調整区域ということで、ひたち野うしく小学校はURの区域内ですので、その辺は整備されていたものが今回新たに整備するしかないということで1億5,000万円ほど見込んでおります。

また、武道場に関しましては中学校では必要でございますので、こちらで2億円ほどを見込んでおります。この時点で4億5,000万円ほど、ひたち野うしく小学校よりもかかるということでございます。

それから、これは全部まとめた工事費でございますけれども、ひたち野うしく小学校では23億5,000万円ほどかかっております。一般質問で答弁させていただきましたけれども、この間の物価等の上昇等を考慮しまして、約2割ぐらいは上がるだろうということで計算をします

と、約28億円ということでこの差額が4億7,000万円ぐらいになります。それから、備品その他、こちらに関しては2億1,000万円ほどひたち野うしく小学校ではかかっておりますけれども、やはり2割程度は上がるだろうということで2億5,000万円ということでその差額は4,200万円というようなことになりまして、その差額でいきますと2億3,000万円ぐらいは余計にかかるだろうということになりますと、40億円というような数字を出したわけでございます。こちらに関しては、繰り返しになりますけれども、学校の面積その他、全く決まっていない状況ですので、それこそ超概算でこれぐらいになるだろうと。もしくはこれぐらいでやりたいというような目標値ということで算定をした40億円ということになります。

それから、これまでの決算額ということでございますけれども、まず、実質的に事業が開始になりましたのが平成27年度の10月以降でございます。根本市長が市長になられてから学校建設ということでまず不動産鑑定、その他が127万円ほど平成27年度にかかってございます。平成28年度に関しましては、まず土地代が4億5,300万円、それから土壤調査費、これがかかってございます。これが300万円ほどかかってございます。それから基本設計などが3,300万円というような主なものがございましてけれども、こちらで合計で4億9,000万円ほどかかってございます。

平成29年度に関しましては、まだ決算額ではございませんけれども、実施設計、それから用地の確定測量、その他、それから今現在も行っております既存建物の解体費用、こちらを含めまして1億2,900万円ぐらいになるだろうというような見込みをしております。

平成30年度に関しましては、予算特別委員会のほうでも御説明をさせていただきましたけれども、校舎と体育館に関しましては平成30年度と31年度の2カ年事業でございます。そのうちの出来高としましては平成30年度に関しましては3割というような金額を見込んでございます。それから平成30年度の単年度事業ということで敷地が2つに分かれておりますけれども、北側にテニスコート、それから駐車場などを建設いたします。また、幼稚園の南側にも駐車場、こちらを予定しております。そのほかその地区のための防災設備ということで、防火水槽、こちら40トン級のやつを2基ほど予定しております。こちらの合計で9億8,564万3,000円ということでございます。

そのほか、平成31年度に関しましては、先ほどの校舎体育館の残りの7割、それから武道場、それから給食室、それとメインのグラウンド整備、駐輪場なども含めます。そちらが30億円程度になるかなというふうな見込みをしております。合計で46億2,000万円という現時点での算定でございますけれども、現在も積算業務のほうを詰めておりますので、こちらから減額は可能ではないかというふうに考えているところでございます。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 はい、ありがとうございます。

ごめんなさい。もう一度確認したいんですけども、平成31年の単年度は武道館、給食室、グラウンド整備、あと駐輪場で、金額をもう一度お願いいたします。

それから、平成30年度はじゃあ造成解体工事というのは、これも今ちょうど行われていると

ころだと思うんですが、これが1億円という金額はこれはもう確定しているのかどうか。これの変化があるのかどうか。

あと実施設計が1億2,600万円というところが、これがさっき1億2,900万円とおっしゃいましたけれども、それがどの金額になるのか、ちょっと実施設計なのか、平成29年度の予算では2億4,700万円上がっているんですが、これがどれくらいになるのかというところをもう一度確認させてください。

○須藤委員長 学校建設対策監。

○佐藤教育総務課学校建設対策監 まず平成29年度の予算の内容で、実施設計のほうは1億1,300万円ということでございますけれども、こちらは契約額が8,856万円というようなことになってございます。それから、当初予算でいきますと実施設計のほうで雨水、それから污水関係の設計費1,300万円ほど見込んでおりましたけれども、こちらに関しましては校舎等の建築の設計費に含めて、この分は発注しないでゼロ円というようなことになってございます。

それから、造成解体でございますけれども、造成及び解体で1億円ほどを見込んでおりました。造成に関してはそのうち4,000万円でございますけれども、こちらに関しましては、設計を進める中で当該年度に実施したほうが有利であろうということで今年度は実施をしないということでこちらに関しましては12月補正のほうで減額をさせていただいております。

それから、解体工事でございますけれども、こちらに関しましては当初6,000万円を見込んでおりましたけれども、現在の契約額では3,246万4,000円ということで2,700万円ほど安価でできているというような状況でございます。こちらを合計しまして、当初予算では2億4,700万円の計上ですけれども、決算見込みとしまして1億2,900万円というようなことでございます。

平成31年度に関しましては、現在も先ほど申しましたように、積算中でございますので、かなり不確定なものがございます。現時点でもいろいろな部材が1%ないし2%の値上がりがあるというような情報も入ってきております。労務単価に関しましてはこれから県のほうから通知が来るということで、平成30年度に関しましてもこれからまだまだ数字が動くというような状況でございますけれども、繰り返しになりますけれども、積算業務の中でその辺を含めて46億2,000万円から安価でできるように、今現在作業をしているということでございます。平成31年度に関しましては、現時点では29億円から30億円というような数字になるかなというふうを考えてございます。以上です。

○須藤委員長 ほかに質疑ございますか。鈴木委員。

○鈴木委員 2点ほど伺います。

13ページのところの上の段の社会教育費補助金の中で文化遺産総合活用推進事業とあるんですが、ちょっと私、聞き逃しているのかどうかかわからないんですけども、歳出との関係と、またこの内容について伺いたいと思います。

それから21ページのところで民間保育園の運営を支援するというところで、御説明の中に運営費の負担金ということで、保育単価の改正があったというお話でしたが、その保育単価はどの

ように従前と従後ということでお伺いをいたします。以上です。

○須藤委員長 文化芸術課長。

○手賀文化芸術課長 それでは、鈴木委員の1番目の御質問の12、13ページですね。社会教育費補助金、文化遺産総合活用推進事業について御説明いたします。

こちら具体的には歴史文化基本構想策定費用についての補助金になります。こちらは平成29年度に今現在策定中なんです、こちらに対する当初補助金が500万円と見込んでいたわけなんです、それ以上の内示決定がございましたので、その部分を増額補正した内容になっております。以上でございます。

○須藤委員長 保育課長。

○中山保育課長 鈴木委員の民間保育園の運営費のほうの保育単価の改正の内容ですけれども、こちらの改正は、平成29年度の人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定を踏まえて、保育士、幼稚園教諭等の給与が着実に改善されるように、公定価格における運営費の積算単価のほうを引き上げたものです。約1.1%の引き上げとなっております。以上となります。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 文化遺産総合活用推進事業のところをもう少し内容を詳しくお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 文化芸術課長。

○手賀文化芸術課長 済みません。それでは、これは国のほうの補助事業名ということで、具体的に牛久のほうでその採用になったのが歴史文化基本構想の策定というものに対する補助ということで、これは現在策定中でございますけれども、牛久にある文化遺産を総合的に活用していくという計画を今策定している内容でございます、これを策定することによって国の文化庁のほうから文化財の保存事業であるとか、活用事業に対する補助金が支出が今後される基本的な要件になるということですので、率先して策定に取り組んでいる最中でございます。以上です。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 先般御説明がありました女化の研修場等のこととは関係がないのでしょうかあるのでしょうか。

○須藤委員長 文化芸術課長。

○手賀文化芸術課長 女化の登録有形文化財に関する直接の費用とは関係ないんですが、そういったものもこういった歴史文化基本構想の中の一つとしてそういう登録文化財も推進していくというような位置づけになるかと思えます。以上です。

○須藤委員長 ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第19号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第20号平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第20号について提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金課です。

第20号議案につきまして御説明いたします。

今回の補正内容ですが、歳入歳出それぞれ2,876万9,000円を増額しまして、全体で99億4,209万3,000円とする補正となったものです。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税が当初予算での見込み以上の被保険者数の減少によりまして、現年分、過年分合わせまして9,297万9,000円の減額となります。

続きまして、共同事業に対する負担金が国と県を合わせて774万円の増額、交付金が1,931万7,000円の増額となっております。一般会計からの繰入金では、事務費分とその他繰り入れ分を合わせまして6,974万1,000円を増額いたします。諸収入のほうは延滞金が合計で2,446万1,000円の増額となります。

続きまして11ページをごらんください。

歳出の主なものとしましては、高額医療及び保険財政安定化に関する拠出金の見込み額の変更によりまして、合わせて3,084万4,000円を増額します。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第20号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 それでは、以上で、議案第20号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第22号平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第22号について提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 第22号につきまして御説明いたします。

今回の補正内容ですが、歳入歳出それぞれ4,677万6,000円を増額して、全体で15億2,821万7,000円とする補正となっております。

歳入のほうは7ページをごらんいただきまして、主に現年度の保険料が5,075万6,000円の増額、あと保険基盤安定分の繰入金が合計で398万円の減額となります。

歳出のほうでは、9ページをごらんください。

主に広域連合に納める負担金納付金の補正でありまして、共通経費分が111万7,000円の減額、保険料納付金は先ほどの収入の保険料の増額に伴いまして、同額で5,075万6,000円の増額、保険基盤安定分が209万8,000円の減額となります。以上です。

○須藤委員長 これより、議案第22号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 この補正とは直接関係ないかもしれないんですが、皆さん御存じのように茨城新聞の18日付の報道によりますと、後期高齢の保険料は値上げをしないということで伺ってはいたんですが、一部低所得者向けと賦課限度額の値上げということで、ちょっとこれは予算に関係することだったと思うんですけども、私どもこれ知りませんでした。この内容について。それで、後期高齢の制度は発足当時物すごい皆さんから批判があつて、その批判をかわすということで、

当初特例軽減という形で沈静化を図ったというか、そういうふうにも書いてありますけれども、そういう中で2016年の12月にこの保険料の特例軽減を縮小、廃止するという国の方で法律で決めたというわけですね。ちょっとその辺も見落としていたかもしれませんが、その結果、この4月から茨城県でいうとその年で4,783円ですか、上昇するというような新聞記事がありました。その内容について、担当課のほうでは御存じだったのかどうか、国の法律が変わったということで、県のほうからそういう話が出ていたのかどうか、その点について、そしてその内容等について御存じのことあれば、伺いたいと思います。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 鈴木委員の質問にお答えします。

そうですね、一応旧被扶養者といまして、社会保険に入っていた方が75歳になると今まで保険料の負担がなかったのが急激な負担増ということで、そこら辺で特例で旧被扶養者につきまして軽減がかけられていまして、これが一応平成28年度、2016年度から一応段階的に検討して減額するという話は国保新聞なんかにも載っておりました。具体的には、均等割額、これは年間3万9,500円なんですけれども、これで元被扶養者の場合平成29年度は7割の軽減がかかったんですが、これが一応平成30年度5割の軽減に要するに2割減るということになっております。

あとは、所得割につきましては被扶養者だった方につきましては、全額所得割、所得があっても所得を掛けないということで、こちらにつきましては、今後も今のところ継続されるということになっております。

あと、限度額のほうも一応今57万円なんですけれども、平成30年度には5万円上げるという予定で、一応予定としては内容はつかんでおりました。以上です。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 中身をつかんでいらしたというなら、予算のときに説明をしていただきたかったなというふうに思うんですが、その対象人数、低所得者向けの特例軽減措置の廃止によってどのくらいの人たちが対象になるのか。

それと賦課限度額の57万円から62万円に引き上げ、その対象者がどのくらいになるのかという点について伺います。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 再質問にお答えいたします。

まず、軽減が減るということで影響を受ける方は元被扶養者の方で、平成29年度の本算定時の人数になるんですけれども、429人が7割から5割になるということです。あと済みません。先ほどあと所得割のほうでちょっと説明不足だったんですが、年金収入が被扶養者とかに関係なく、年金の収入が211万円以下の方は平成29年度2割所得割が軽減になったんですが、これが一応平成30年度以降は廃止となる予定でありまして、その方の人数につきましては本算定るときで699人ということになっております。

済みません。限度額につきましてはちょっと今数字を持っていませんので、後でお知らせいた

します。以上です。

○須藤委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑意見は全て終了いたしました。

先ほど、石原委員の質問に対して答弁がなかったものについて執行部より答弁を求められておりますので、これを許可します。高齢福祉課長。

○山岡高齢福祉課長 高齢福祉課です。

先ほどの議案第15号の中で、石原委員のほうからございました質問の要支援1と2の人数ということでございますが、回答させていただきます。要支援1の方が1月末現在で329人です。要支援2が316人です。合わせて645人となっております。以上です。

○須藤委員長 それでは、次に討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして順次採決をいたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第5号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここで執行部の方は退席をされても結構です。

〔執行部退席〕

○須藤委員長 それでは、次に意見書案第4号子育て支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第4号について意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 意見書案第4号について、私のほうは反対ということで意見を述べさせていただきます。

子育て支援の拡充にももちろん反対するものではないんですが、この意見書をちょっと拝見しまして、余りにも総花的で具体性に欠けるかなと思うところです。国のほうは皆様御存じのように、子ども・子育て支援新制度ということで昨今問題になっている待機児童の解消とか、保育士の処遇改善ということが言われているわけなんですけれども、この財源として消費増税7,000億円と言っていましたけれども、これも先延ばしになった状態で、この意見書にあるたくさんの項目をどのような財源から行おうとしているのかというのに余り現実性が感じられないというところです。それでもなお、子育ての支援ということならば、早急に解決すべきは待機児童の解消、それから放課後児童クラブの整備、それから職員の処遇改善、また病後児、病児保育など、多様

な保育の提供に取り組んで、仕事と育児の両立支援が最優先と考えるので、私はこの意見書には反対させていただきたいと思います。以上です。

○須藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で意見書案第4号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第4号について採決をいたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第4号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手少数であります。よって、意見書案第4号は否決されました。

次に、意見書案第6号旧優生保護法下において避妊を強制された被害者に対する謝罪と賠償等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第6号について意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 ないですか。それでは、以上で意見書案第6号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第6号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第6号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

それでは、次に、前回より継続審査となっております平成29年請願第5号牛久市の育児支援に関する請願を議題といたします。

本請願に関連し、子育て支援の現状について御説明いただくため、執行部よりこども家庭課長に来ていただいております。課長には、私のほうから2点の質問を行いますので、御説明をよろしくをお願いします。

1点目は、過日、請願者の方々が市長と面談され、子育て支援について意見交換をされたと聞いておりますが、担当課として課長も同席されたということでしたので、そのときの内容を差し支えない範囲で御説明をいただきたいと思います。

2点目は、請願者の方々の要望は担当のほうにも上がってきているのでしょうか、上がっているものがあれば要望等への対応についても御説明をいただきたいと思います。こども家庭課長。

○川真田こども家庭課長 こども家庭課長の川真田です。よろしくお願いします。

まず、1点目について御説明いたします。

先月2月1日の午前中、請願者の方々3名と、そのお子さんたち4名が庁議室で市長と面談されました。それぞれの皆様がさまざまな子育ての大変さを直接市長にお話をされておりました。このときの内容としては、ほとんどが保育園の一時預りについてでした。請願の代表の方が現在保育園の一時預りを利用したいため、市内の保育園を複数当たっているのですが、保育士不足などの理由でなかなか利用できず、とても困っているという状況を話されていました。この状況を改善するために、保育士の確保をお願いしたいという内容でした。

もう2人の請願者の方は、保育園に子供の発達に関する専門職はいるのだろうかとの質問や、待機児童についての話をされておりました。話の終盤に、近くでお子さんたちが遊ぶ場所が欲しいという内容と、駅や駅前に気軽にお茶を飲んだり、軽食を食べたりできる場所が欲しいという牛久駅前の活性化を期待するという声がありました。

面談の最後に、請願者の代表の方が、今回の面会の内容が書かれた手紙を直接市長に手渡されておりました。手紙には、二小地区社協の運営についても御意見があったため、手紙の回答については後日保育課と社会福祉課で作成しております。

次に、2点目についてお答えいたします。

こども家庭課では、市長との面談の前にも、請願者の皆様と1月5日の午後にもお話をした経緯があります。事前のお話の内容から社会福祉協議会のファミリーサポートセンター事業の担当者にも同席をしていただき、不安なく利用していただけるよう細かな点を確認し合いました。このときにはお子さんや御自分が病気のときにファミリーサポートセンター事業の利用がしづらかったことや子育て支援に関する広報への御意見、二小地区社協において子育て支援を充実してほしいとの御要望など、さまざまな御意見をいただいております。御意見を受け、できることから取り組んでいくとお答えいたしまして、具体的には田宮出張広場にもベビースケールを購入し、子育てカレンダーのポスター版やA4判で作成している子育てカレンダーをB4判に拡大し、二小地区社協に置いていただくことになりました。さらに、田宮出張広場は平成26年3月から二小地区社協の場所を借りて月2回開催しているところですが、平成27年度は185名、平成28年度は205名と微増傾向にあることから、今回の御要望を受け、来月4月からは月3回開催するよう準備を進めております。

なお、二小地区社協では、家庭相談員による子育てサロンも月1回実施しており、二小地区社協の場所では毎週火曜日には何かしらの子育て支援が行われていることとなります。

補足となりますが、現在、核家族化が進む中、市の保健、福祉、教育の子供にかかわる職員や関係者は切れ目なく一人一人の声をつないで、地域全体で子育てを応援していこうという共通認識があります。子育て広場に勤務する子育てアドバイザーもこの認識のもと、保護者とのコミュニケーションをととても大事にしております。先日転入してきたママの話として2月ののびのび広場の日誌に「転入前の子育て広場は、建物が新しく立派なおもちゃがそろっていたけれども、居心地が悪く孤独感を感じた。でも、ここは利用者さんもアドバイザーも気軽に声をかけてくれる

ので、いつ来ても楽しく遊んで帰れる安心感がありますね」というありがたい記述もありました。

市といたしましては、今後もつながりを大切にして、一人一人に寄り添った子育て支援をさらに充実してまいりたいと考えております。以上となります。

○須藤委員長 ありがとうございます。

当委員会としては、この請願を12月に受け、継続審査となっておりますが、この間に委員会を招集して、皆様とこの御意見について継続調査することができませんでした。ですので、今、課長のほうからこの間、また特に請願の方々を初めとして子育て支援を求めるそうした状況を課長のほうから伺った次第です。今度の請願はエスカードにおいてということになっておりますけれども、今子育て支援に対する支援の体制というか、それから要望に対しての執行部の取り組み状況、これをあわせて伺って、皆様の今後のこうした請願に対する現状として、側面のほうからお伝えをいただいたというのが委員長としての判断でございました。

では、この請願5号について、御意見のある方は発言をお願いします。石原委員。

○石原委員 本請願については、前回の12月定例議会において、私は賛成の立場でございました。当然今回もそのような立場でございますけれども、エスカードのことに関連して、平成30年度予算にエスカードビルの基本構想を策定する業務というものが計上されております。それで、市議会の本会議における担当室長と申しますか、建設部の次長のほうの答弁においても4階部分を公共スペースとして利用することも考えていると。その基本構想の中で考えることを委託業務としてお願いをしたいというような方向性も示されておりますので、その意味において、この請願はエスカードを子供の広場として使いたいということでもありますので、その趣旨にも沿っていると思いますので、やはりこれはそういう意味からいっても、採択をすべきものであるというふうに考えます。以上です。

○須藤委員長 ほかにございませんか。山本委員。

○山本委員 ちょっと質問みたいなところでもいいですか。

○須藤委員長 質問というのはどこに。

○山本委員 今保育園の一時預かりが保育士さんが少ないからなかなか預けられないということだったのですけれども……。

○須藤委員長 今回は請願について、あくまでもきょうは説明員としていただいたのは、その内容というのは、牛久市の現状ですので……。

○山本委員 それも含めて、今のお話を伺っていると、子育て広場を田宮のほうを充実していただきたいというお話だったのですけれども、保育園の一時預りはそうやって保育士さんが少ないからなかなか預けられないということだったのですけれども、今、保育園の園庭開放というのを毎日行っていると思うので、そこら辺をちょっと確認したかったのですけれども。

○須藤委員長 担当としては、今子育て中の支援ですので、保育課とは違うので、（「園庭開放はしていますよね」の声あり）それは今担当が違うので、ここで課長の答弁を求めるのは、ちょっと難しいかと思えます。

ほかに意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 それでは、意見をここで終結したいと思います。平成29年請願第5号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。ありませんか。柳井委員。

○柳井委員 エスカードの利活用につきましては、私も一般質問でこれとは全然違う文化財のほうの要望という形で質問をしております。議員一人一人が自分の意見をこのエスカードの利活用に述べる。あるいは市民がどんどん自分のこうあるべきだというのは、どんどんやるべきだとは思っていますが、再三にわたって執行部のほうでは平成30年度予算で基本構想と基本計画を策定するから、もうちょっとというところに来ているところでもあります。物販用途を用途変更しないとできないという問題もあり、子供についてはとにかく避難経路などの問題もあるし、ちょっと待ってくれというのが執行部の状況ではないと思っております。そういう中において、市議会全体として決定してしまうというのは、今のいろいろと基本構想をつくっている中で、縛りが過ぎたのではないかと思います。要望してはどんどんやって考えてもらいたいんですが、そういう意味において、今回は反対をさせていただきます。以上です。

○須藤委員長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、平成29年請願第5号について採決をいたします。

採決は挙手により行います。

平成29年請願第5号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手少数であります。よって、平成29年請願第5号は不採択と決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、教育民生常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時15分閉会